

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人富士見 D. BRIDGE という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 青森県北津軽郡鶴田町 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、全ての子どもたちやその保護者に対して、生きがいをもって地域社会で安心して暮らせるよう、心身ともに健全に育成し、自立していけるよう、関連機関や地域住民と連携をはかりながら、援助事業や子育て教育に関する事業を行い、福祉の増進や教育に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害福祉サービス事業
 - ② 子育て支援事業
 - ③ 相談事業
 - ④ 地域交流事業
 - ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の 2種 とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 2年 以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることはできない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。
この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総 会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回 開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5分の1以上 から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30日 以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の 2分の1以上 の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の3分の2をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の議決があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年 4月1日 に始まり翌年 3月31日 に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）

- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続きの開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4分の3以上 の承諾を得なければならない。

3 前項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、日本国 に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4分の3以上 の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページに掲載して行う。又貸借対照表の公告についても同様に掲示場、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

（細則）

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	中野 博康
副理事長	山下 文子
理事	成田 隆道
同	成田 由香子
同	佐藤 貴行
同	川浪 拓郎
監事	古舘 美砂

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	2,000 円
賛助会員	1,000 円

(2) 年会費

正会員	3,000 円 (1 年間分)
賛助会員	2,000 円 (1 年間分)

(法第10条第1項関係様式例)

役員名簿

特定非営利活動法人富士見 D. BRIDGE

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	中野 博康	[REDACTED]	有
理事	山下 文子	[REDACTED]	有
理事	成田 隆道	[REDACTED]	無
理事	成田由香子	[REDACTED]	無
理事	佐藤 貴行	[REDACTED]	無
理事	川浪 拓郎	[REDACTED]	無
監事	古舘 美砂	[REDACTED]	無

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載する。
- 3 「住所又は居所」の欄には、青森県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載する。
- 4 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 5 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

昨今多様性のある子どもたちが多く、また発達障害を持つ子どもたちも見受けられる。そのような中、自宅から通学する子どもたちの成長と保護者に真摯に向き合い、生きがいをもって地域社会で安心して暮らせるよう、支援したいと考えた。

実際、特性ある子どもたちが、周囲の関わりや支援により、多くの可能性が見いだされる事がある。多くの経験や、成功体験により子どもは自己肯定感が高まり、自発的な行動ができるようになる。地域にも放課後の子どもたちに関わる施設もないわけではないが、より子どもたちのできることを見いだせる多様なプログラムを提供し、子どもの成長を促進したいと望む。

長い教員経験から、卒業生が親になり、その子どもが障害を持って生まれたとき、子育ての悩みを聴き、共有することが、手助けとなり、支援になると理解した。また、子育てに対して様々な不安を抱え、それに対しどのようにしたら良いのか分からずにいるために、悲観的になる保護者が、身近にいることを感じた。結果、子どもたちの成長を手助けすること、保護者の家庭でのストレスを軽減することを目的として、放課後等デイサービスを開設したいと今に至った。

そして子どもたちの未来を創る架け橋になりたいと思い、可能性がある子どもたちの自立のために、保護者と共に大人が力を合わせ、支え合い・学び合い、子どもたちに関わる。さらには特性や発達段階を見極めながら、多様なプログラムを提供し保護者と共に子どもの成長をサポートする。関連機関や地域と連携とりながら、お互いに理解し合い、子どもたちを心身ともに健全に育成し、そして子どもたちが自立していけるよう、援助事業や子育て教育に関する事業を行い、福祉の増進や教育に寄与する。

上記の目的の達成には、地域や教育機関や関係団体と連携を深めて行く必要があるという観点から、社会的に認められた公的な組織として、地域の信頼を得るべきであると考え、NPO法人の設立申請をするに至った。法人化することで、子ども・保護者を支援する活動が幅広くでき、また地域と共に子どもの健全育成に関わる事業も可能であり、地域社会にも幅広く貢献できると考えている。

2 申請に至るまでの経過

令和6年3月、上記のように子どもの可能性をより多く見だし、保護者の相談やニーズに応えるため、広く深く受け入れられるような居心地の良い居場所の確保と考えていた際、最良の場所が見つかった。賛同していただける人にも恵まれ、令和6年6月特定非営利法人富士見 D.BRIDGE を設立することが決定した。会員相互に研鑽と尽力、理解者・支援者とともに自己実現すべく、法人設立申請に至った。

令和 6年 7月 20日

特定非営利活動法人富士見 D.BRIDGE

設立代表者 青森県北津軽郡鶴田町妙堂崎上林 116
氏 名 中野 博康

設立当初の事業計画書

法人設立の日から 令和7年 3月 31日まで

特定非営利活動法人富士見 D. BRIDGE

1 事業実施の方針

初年度は、NPO 法人設立と子どもと保護者の支援事業を充実させるため、事業の基盤の整備、構築、確立するために多くの情報等の収集に力を入れる。同時に利用していただく子ども及び保護者並びに地域からの信頼を得るために、1人1人の子どもの特性を十分に理解し、その子どもの自立と子ども達が居心地が良いと感じる居場所作りに尽力する。その方法として、子どもの特性の理解をふまえ、子どもの可能性を見いだす放課後等デイサービス事業を行う。

またこの活動をパンフレットやインターネットホームページにて情報提供し、本法人及びその活動の周知を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
障害福祉 サービス 事業	放課後等デイサービス D.BRIDGE	通年	鶴田町 妙堂崎	5人	10人	12,698

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 3 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 4 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額をそれぞれ記載する。
- 5 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 6 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び支出見込額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、設立当初の事業年度及び翌事業年度に実施予定がなくても「予定なし」の旨を記載する。

令和7年度事業計画書

令和7年 4月 1日から 令和8年 3月 31日まで

特定非営利活動法人富士見 D.BRIDGE

1 事業実施の方針

全ての子どもたちに対して、また子育て中の親子などが、生きがいをもって地域社会で安心して暮らせるよう、関連機関や地域住民と連携をとりながら、お互いに理解しあい、心身ともに健全に育成し、自立していけるよう、援助事業や子育て教育に関する事業を行い、福祉の増進や教育に寄与する。その方法として、放課後等デイサービス事業を行い、また子育てについて、子どもの特性の理解をふまえ、子どもの可能性を見いだす。またこの活動をパンフレットやインターネットホームページにて情報提供し、本法人及びその活動の周知を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
障害福祉サービス事業	放課後等デイサービス D.BRIDGE	通年	鶴田町 妙堂崎	5人	10人	15,194

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 3 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 4 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額をそれぞれ記載する。
- 5 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 6 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び支出見込額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、設立当初の事業年度及び翌事業年度に実施予定がなくても「予定なし」の旨を記載する。

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から7年3月31日まで

特定非営利活動法人富士見D. BRIDGE

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	-	
.....		50,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	-	
.....		-
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	-	
.....		-
4. 事業収益		
放課後等デイサービスBRIDGE	12,698,000	12,698,000
5. その他収益		
受取利息	-	
雑収益	-	
借入金	3,000,000	3,000,000
経常収益計		15,748,000
II 経常費用		
1. 事業費(注1)		
(1) 人件費		
給料手当	9,240,000	
法定福利費	1,386,000	
退職給付費用	-	
福利厚生費	100,000	
.....		-
人件費計	10,726,000	
(2) その他経費		
会議費	100,000	
旅費交通費	100,000	
減価償却費	30,000	
支払利息	90,000	
.....		-
その他経費計	320,000	
事業費計		11,046,000
2. 管理費(注1)		
(1) 人件費		
役員報酬	1,560,000	
給料手当	-	
法定福利費	234,000	
退職給付費用	-	
福利厚生費	-	
.....		-
人件費計	1,794,000	
(2) その他経費		
会議費	100,000	
旅費交通費	-	
減価償却費	-	
支払利息	-	
.....		-
その他経費計	100,000	
管理費計		1,894,000
経常費用計		12,940,000
当期経常増減額		2,808,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		-
.....		-
経常外収益計		-

IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		-	-
経常外費用計			-
当期正味財産増減額			2,808,000
設立時正味財産額			-
次期繰越正味財産額 (注2)			2,808,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。(注3)

(注1) 人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載する。

(注2) 次期事業年度活動予算書の「前期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

(注3) その他の事業を定款に掲げていない法人はこの脚注は不要。

(注4) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。

<表示

(一般正味財産増減の部)

I 経常収益

1. 受取寄附金

 受取寄附金振替額

×××

用途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替額

II 経常費用

2. 事業費

 援助用消耗品費

×××

(指定正味財産増減の部)

受取寄附金

〇〇〇

一般正味財産への振替額

△ ×××

「受取寄附金振替額」と同額をマイナス計上

令和7年度 活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人富士見D. BRIDGE
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	-	
.....	-	50,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	-	
.....	-	-
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	-	
.....	-	-
4. 事業収益		
放課後等デイサービスBRIDGE	15,194,000	15,194,000
5. その他収益		
受取利息	-	
雑収益	-	
繰越金	2,758,000	2,758,000
経常収益計		18,002,000
II 経常費用		
1. 事業費 (注1)		
(1) 人件費		
給料手当	9,240,000	
法定福利費	1,386,000	
退職給付費用	-	
福利厚生費	100,000	
.....	-	
人件費計	10,726,000	
(2) その他経費		
会議費	100,000	
旅費交通費	100,000	
減価償却費	30,000	
支払利息	90,000	
.....	-	
その他経費計	320,000	
事業費計		11,046,000
2. 管理費 (注1)		
(1) 人件費		
役員報酬	1,560,000	
給料手当	-	
法定福利費	234,000	
退職給付費用	-	
福利厚生費	-	
.....	-	
人件費計	1,794,000	
(2) その他経費		
会議費	100,000	
旅費交通費	-	
減価償却費	-	
支払利息	-	
.....	-	
その他経費計	100,000	
管理費計		1,894,000
経常費用計		12,940,000
当期経常増減額		5,062,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		-
.....		-
経常外収益計		-

IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		-	
.....		-	
経常外費用計			-
当期正味財産増減額			5,062,000
前期繰越正味財産額 (注2)			2,808,000
次期繰越正味財産額			7,870,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。(注3)

(注1) 人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載する。

(注2) 当初年度活動予算書(前事業年度活動計算書)の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

(注3) その他の事業を定款に掲げていない法人はこの脚注は不要。

(注4) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。

<表示例>

(一般正味財産増減の部)

I 経常収益

1. 受取寄附金

受取寄附金振替額

×××

使途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替額

II 経常費用

2. 事業費

援助用消耗品費

×××

(指定正味財産増減の部)

受取寄附金

〇〇〇

一般正味財産への振替額

△ ×××

「受取寄附金振替額」と同額をマイナス計上